

## 平成22年度 第10回理事会

日 時 平成23年2月25日（金）15：30～

場 所 特別会議室

### I. 議 題

1. 第3期中期目標期間の「中期計画作業状況」について
2. 次期中期目標期間における組織体制について

### II. 報 告

1. 第3期中期目標について
2. 林野庁幹部との意見交換会について
3. その他

### 資 料

- I-1 独立行政法人森林総合研究所の中期目標（案）及び中期計画（案）対照表
- I-2 次期中期目標期間における組織体制について（案）
- II-1 第3期中期目標について
- II-2 林野庁幹部との意見交換会の概要
- II-3 主要行事（2011年1月28日～2月24日）

## 次期中期目標期間における組織体制について（案）

独立行政法人森林総合研究所では、政策評価・独立行政法人評価委員会の「独立行政法人森林総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」及び閣議決定による「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、新たな中期計画策定等の作業を進めているところである。

これに関連して、次期中期計画の事務・事業を効率的かつ着実に実施するため、現行の組織を基本としつつ、必要な変更を行うこととする。

## 1. 企画調整部門及び研究部門

- (1) 産学官連携に取り組むため、各支所の研究調整監を産学官連携推進調整監に振替える。
- (2) イントラネットの充実や情報セキュリティ対策を図るため、企画部研究情報科に情報管理室を新設する（四国支所産学官連携調整監から振替）。  
また、企画部資料課に図書資料係を新設する（専門職振替）。

- (3) チーム長  
本所各研究領域、各支所等のチーム長については、研究課題に対応した配置に再編する。
- (4) 森林バイオ研究センター  
森林バイオ研究センターについては、次期中期計画（案）に沿った研究体制とするため組織を変更する。  
先端的な研究を一体的に展開するために二研究室体制から一研究室体制とし、室長ポストはチーム長ポストに振替える。

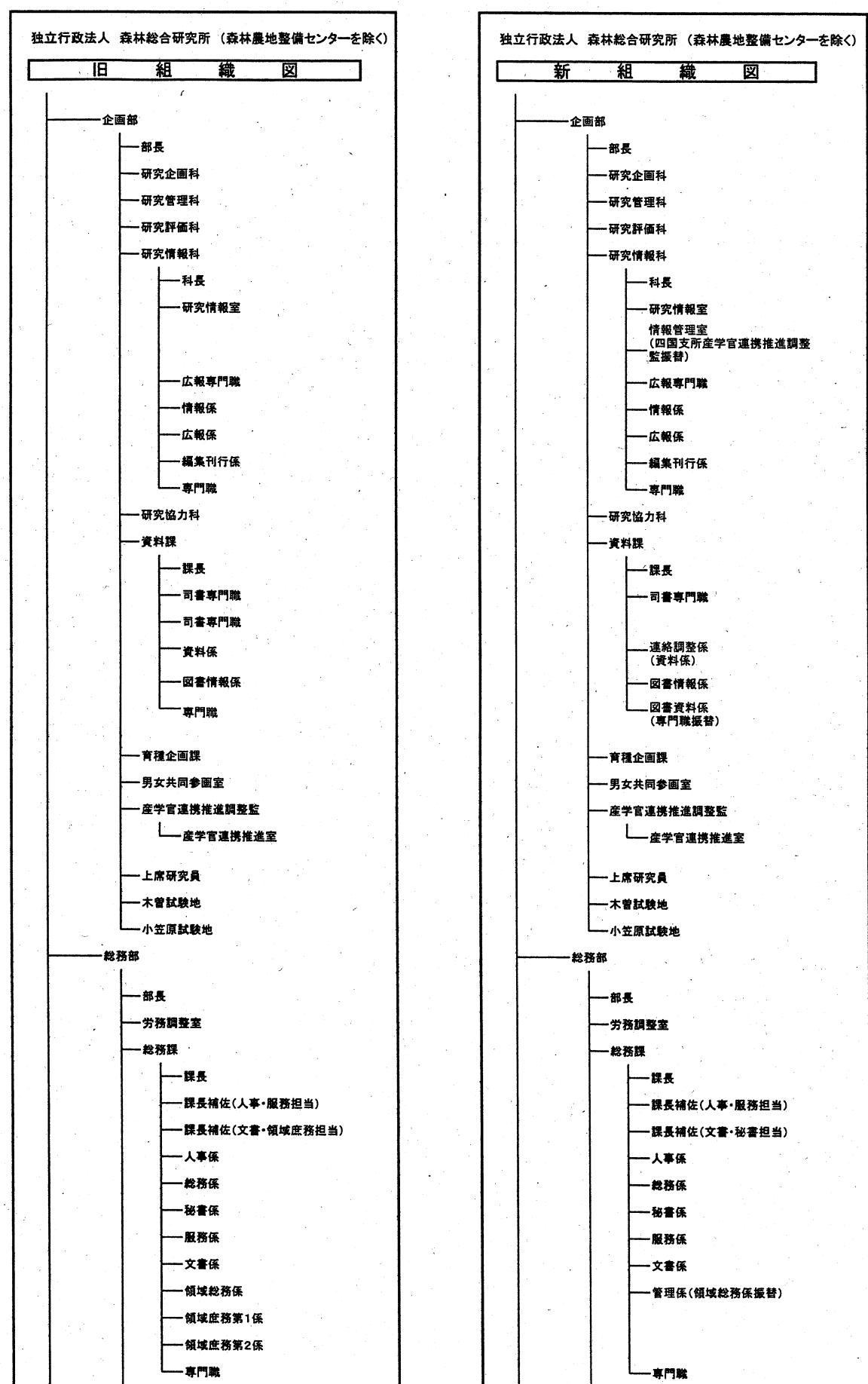
別紙 組織図のとおり。

## 2. 総務部門

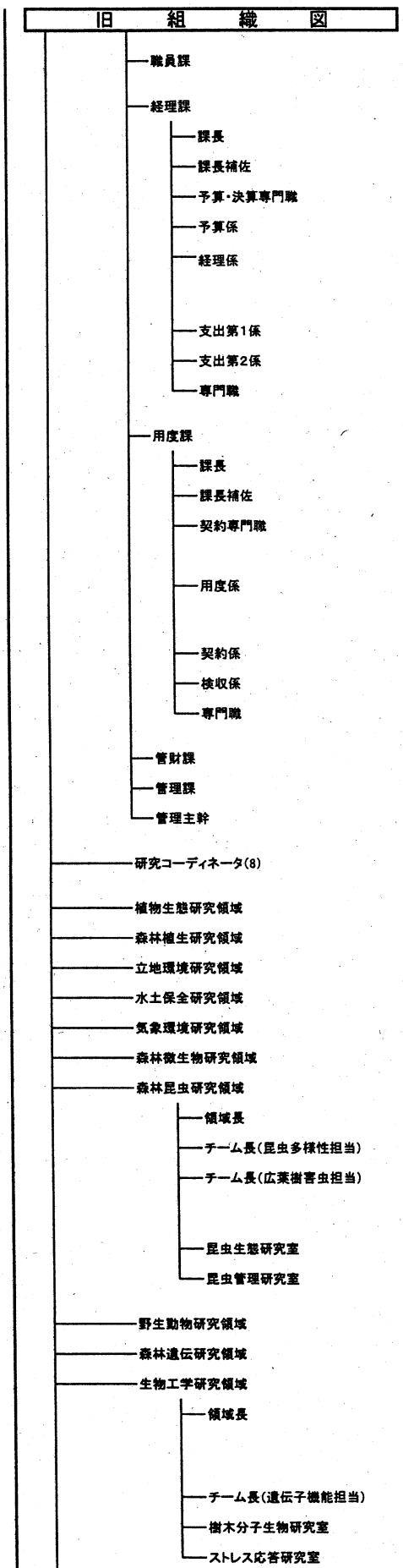
人員の減少、業務の増加に対応し、効率的な業務運営を図るため、総務部課内の専門職及び係の体制を見直す。

- (1) 本所総務課の領域総務係、領域庶務第1係及び領域庶務第2係をそれぞれの業務に応じ、総務課、経理課及び用度課の係として再編する。
- (2) 入札業務の增大化の対応及び研究者からの相談に対応するため、用度課に調達積算専門職を新設する（司書専門職（1）を振替）。
- (3) 領域庶務を再編することに伴い、役職員の連絡体制を強化するため、総務課長補佐（文書・領域庶務担当）を総務課課長補佐（文書・秘書担当）へ振替える。

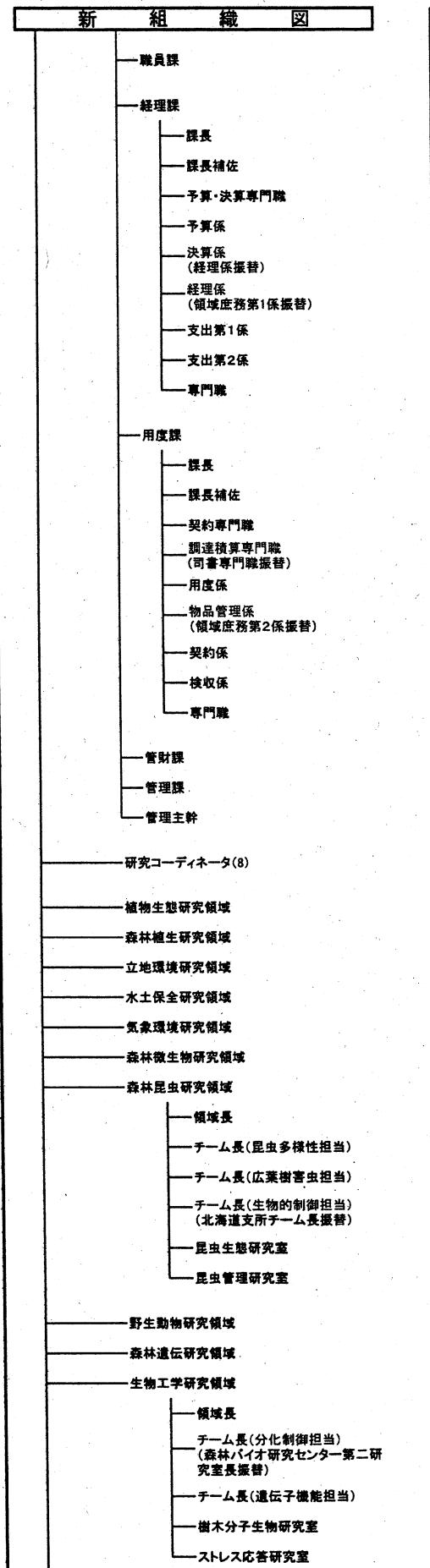
別紙 組織図のとおり。



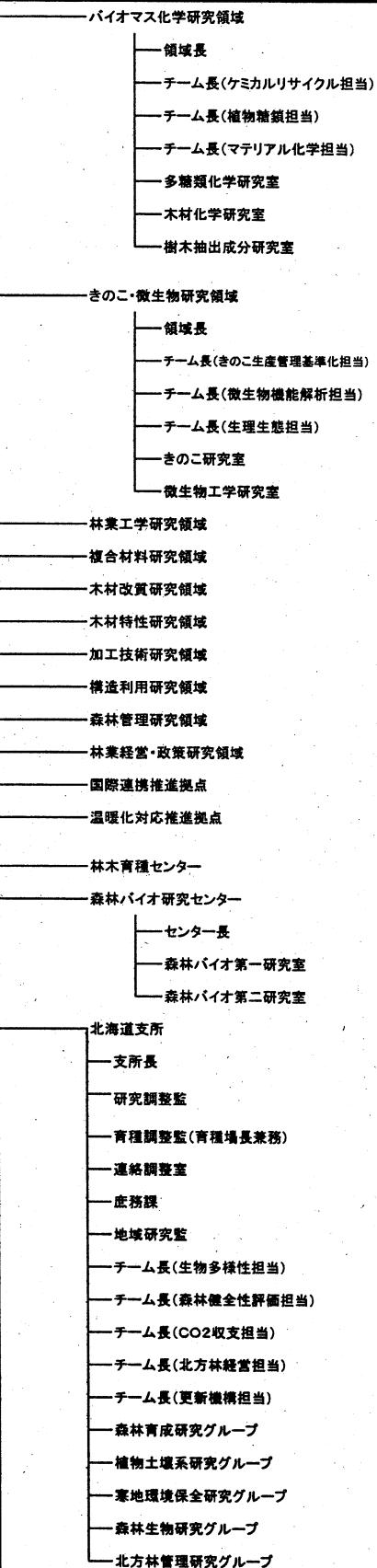
旧組織図



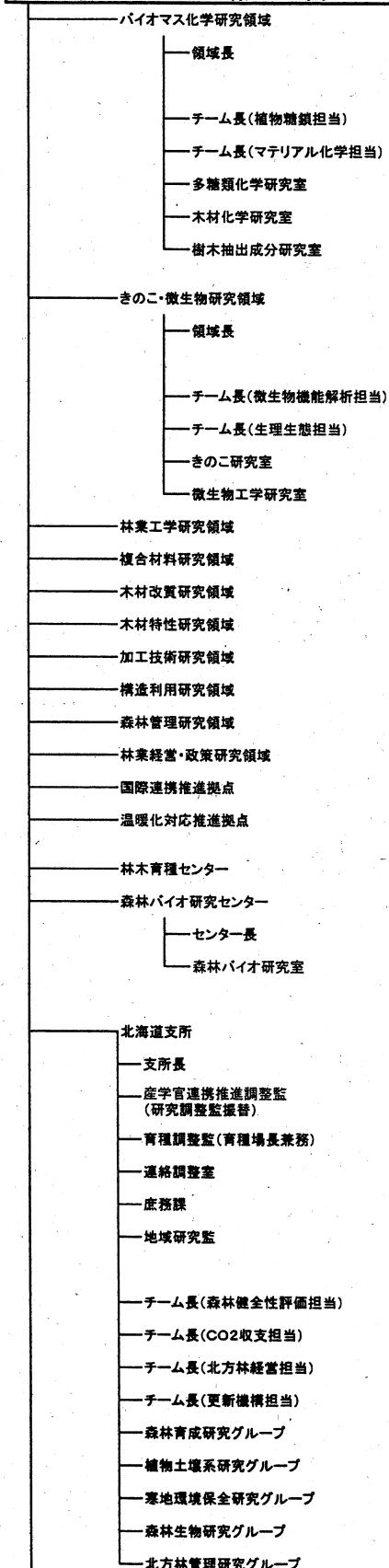
新組織図



## 旧 組織図



## 新 組織図



### 旧組織図

東北支所  
—支所長  
—研究調整監  
—育種調整監(育種場長兼務)  
—連絡調整室  
—庶務課  
—地域研究監  
—チーム長(松くい虫担当)  
—チーム長(森林水流出担当)  
  
—チーム長(地域資源利用担当)  
—森林生態研究グループ  
—育林技術研究グループ  
—森林環境研究グループ  
—生物多様性研究グループ  
—生物被害研究グループ  
—森林資源管理研究グループ

関西支所  
—支所長  
—研究調整監  
—育種調整監(育種場長兼務)  
—連絡調整室  
—庶務課  
—地域研究監  
—チーム長(地域林業経済担当)  
—チーム長(森林水循環担当)  
—チーム長(野生鳥獣類管理担当)  
—森林生態研究グループ  
—森林環境研究グループ  
—生物多様性研究グループ  
—生物被害研究グループ  
—森林資源管理研究グループ

四国支所  
—支所長  
—研究調整監  
—育種調整監(育種場長兼務)  
—産学官連携推進調整監  
—連絡調整室  
—庶務課  
—チーム長(人工林保育管理担当)  
—チーム長(野生動物害担当)  
—森林生態系変動研究グループ  
—流域森林保全研究グループ

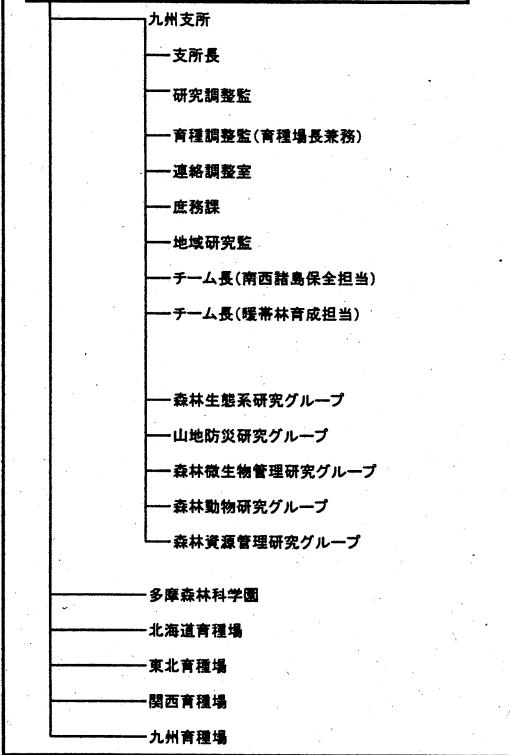
### 新組織図

東北支所  
—支所長  
—産学官連携推進調整監  
(研究調整監振替)  
—育種調整監(育種場長兼務)  
—連絡調整室  
—庶務課  
—地域研究監  
—チーム長(松くい虫担当)  
—チーム長(森林水流出担当)  
—チーム長(光環境変動担当)  
(バイオマス研究領域チーム長振替)  
—チーム長(地域資源利用担当)  
—森林生態研究グループ  
—育林技術研究グループ  
—森林環境研究グループ  
—生物多様性研究グループ  
—生物被害研究グループ  
—森林資源管理研究グループ

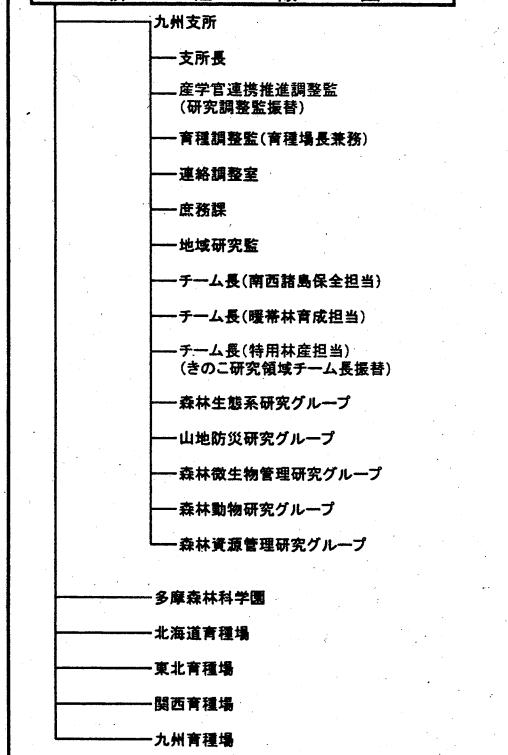
関西支所  
—支所長  
—産学官連携推進調整監  
(研究調整監振替)  
—育種調整監(育種場長兼務)  
—連絡調整室  
—庶務課  
—地域研究監  
—チーム長(地域林業経済担当)  
—チーム長(森林水循環担当)  
—チーム長(野生鳥獣類管理担当)  
—森林生態研究グループ  
—森林環境研究グループ  
—生物多様性研究グループ  
—生物被害研究グループ  
—森林資源管理研究グループ

四国支所  
—支所長  
—産学官連携推進調整監  
(研究調整監振替)  
—育種調整監(育種場長兼務)  
  
—連絡調整室  
—庶務課  
—チーム長(人工林保育管理担当)  
—チーム長(野生動物害担当)  
—森林生態系変動研究グループ  
—流域森林保全研究グループ

旧組織図



新組織図



改 正 後	現 行
<p>独立行政法人森林総合研究所組織及び事務分掌規程(案)</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 13森林総研第47号 最終改正 (森林総研第号)</p>	<p>独立行政法人森林総合研究所組織及び事務分掌規程</p>
<p><b>第1条～第12条 【略】</b></p> <p>(研究情報科)</p> <p>1 研究情報科は、所内LANの管理、共同利用電子計算機の管理運営、広報及び編集・刊行に関する業務を行う。</p> <p>2 研究情報科に、研究情報室、<u>情報管理室</u>、広報専門職1人、情報係、広報係及び編集刊行係を置く。</p> <p>3 研究情報室は、共同利用電子計算機の管理及び所内LANの整備に関する業務を行う。</p> <p>4 <u>情報管理室は、情報管理及び情報利用の高度化並びに情報の活用に関する業務を行う。</u></p> <p>5 広報専門職は、広報の高度化に関する業務を行う。</p> <p>6 情報係は、所内LAN及び所外ネットワークの利用に関する業務を行う。</p> <p>7 広報係は、試験研究に関する広報業務を行う。</p> <p>8 編集刊行係は、試験研究成果の編集、刊行に関する業務を行う。</p>	<p>平成13年4月1日 13森林総研第47号 最終改正22.9.10 (22森林総研第802号)</p> <p><b>第1条～第12条 【略】</b></p> <p>(研究情報科)</p> <p>1 研究情報科は、所内LANの管理、共同利用電子計算機の管理運営、広報及び編集・刊行に関する業務を行う。</p> <p>2 研究情報科に、研究情報室、広報専門職1人、情報係、広報係及び編集刊行係を置く。</p> <p>3 研究情報室は、共同利用電子計算機の管理及び所内LANの整備に関する業務を行う。</p> <p>4 広報専門職は、広報の高度化に関する業務を行う。</p> <p>5 情報係は、所内LAN及び所外ネットワークの利用に関する業務を行う。</p> <p>6 広報係は、試験研究に関する広報業務を行う。</p> <p>7 編集刊行係は、試験研究成果の編集、刊行に関する業務を行う。</p>
<p><b>第14条～第14条 【略】</b></p> <p>(資料課)</p> <p>1 資料課は、図書館資料の受入保管及び文献検索サービスの業務（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）を行う。</p> <p>2 資料課に、司書専門職、<u>連絡調整係</u>、<u>図書情報係</u>及び<u>図書資料係</u>を置く。</p> <p>3 司書専門職は、図書の分類、整理及び文献検索の指導、図書館間の相互協力に関する業務を行う。</p> <p>4 <u>連絡調整係は、図書資料の収集及び他の係に属さない業務を行う。</u></p> <p>5 図書情報係は、<u>文献データベース作成</u>、<u>提供</u>及び<u>図書館サービス</u>に関する業務を行う。</p> <p>6 図書資料係は、図書資料の整理、保管及び提供に関する業務を行う。</p>	<p><b>第14条～第14条 【略】</b></p> <p>(資料課)</p> <p>1 資料課は、図書館資料の受入保管及び文献検索サービスの業務（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）を行う。</p> <p>2 資料課に、司書専門職2人、資料係及び図書情報係を置く。</p> <p>3 司書専門職は、図書の分類、整理及び文献検索の指導、図書館間の相互協力に関する業務を行う。</p> <p>4 <u>資料係は、図書館資料の収集・保管に関する業務を行う。</u></p> <p>5 図書情報係は、<u>図書館資料の保管</u>及び<u>図書館サービス</u>に関する業務を行う。</p>
<p><b>第16条～第16条の2 【略】</b></p> <p>(产学官連携推進調整監)</p> <p>1 産学官連携推進調整監は、産学官連携推進（支所の所掌に属する業務を除く。）及び民間等との研究交流に関する業務（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）を統括する。</p>	<p><b>第16条～第16条の2 【略】</b></p> <p>(产学官連携推進調整監)</p> <p>1 産学官連携推進調整監は、産学官連携推進（四国支所の所掌に属する業務を除く。）及び民間等との研究交流に関する業務（育種企画課の所掌に属する業務を除く。）を統括する。</p>

- 2 産学官連携推進調整監に、産学官連携推進室を置く。  
3 産学官連携推進室は、産学官連携推進及び民間等との共同研究、若手研究者の受入れ及び標本の生産、保存、配布に関する業務を行う。

第17条 【略】

(総務部の業務)

- 第18条 総務部は、次の業務をつかさどる。
- 一 労務管理に関すること。
  - 二 文書管理に関すること。
  - 三 人事及び服務に関すること。
  - 四 安全衛生、給与、厚生及び共済組合に関すること。
  - 五 予算、経理及び支出に関すること。
  - 六 物品管理、契約及び検収に関すること。
  - 七 施設の營繕及び管理、環境安全及び不動産管理に関すること。
  - 八 その他、企画部及び他の組織の所掌に属しない業務に関すること。

(総務課)

- 第21条 総務課は、所印の管守、人事、服務及び文書に関する業務を行う。
- 2 総務課に、2課長補佐、人事係、総務係、秘書係、服務係、管理係及び文書係を置く。
  - 3 課長補佐は、総務課の所掌に関する人事・服務担当及び文書・秘書担当の2人を置き、課長を補佐し、それぞれの所掌事務の全部又は一部を総括する。
  - 4 人事係は、職員の任免、人事記録、非常勤職員の雇用に関する業務及び他の係に属さない業務を行う。
  - 5 総務係は、諸行事の企画運営及び総務、諸規程の整備、協定控除に関する業務及び他の部課室に属さない業務を行う。
  - 6 秘書係は、理事長及び役員の秘書、法人印の管守に関する業務を行う。
  - 7 服務係は、服務、人事評価、兼職、表彰及び叙勲に関する業務を行う。
  - 8 管理係は、勤務時間管理に関する業務を行う。
  - 9 文書係は、文書管理、郵便、情報公開に関する業務を行う。

(職員課)

- 第22条 職員課は、安全衛生、職員の給与、健康管理、共済組合に関する業務を行う。

- 2 産学官連携推進調整監に、産学官連携推進室を置く。  
3 産学官連携推進室は、産学官連携推進及び民間等との共同研究、若手研究者の受入れ及び標本の生産、保存、配布に関する業務を行う。

第17条 【略】

(総務部の業務)

- 第18条 総務部は、次の業務をつかさどる。
- 一 労務管理に関すること。
  - 二 文書管理に関すること。
  - 三 人事、服務及び領域庶務に関すること。
  - 四 安全衛生、給与、厚生及び共済組合に関すること。
  - 五 予算、経理及び支出に関すること。
  - 六 物品管理、契約及び検収に関すること。
  - 七 施設の營繕及び管理、環境安全並びに不動産管理に関すること。
  - 八 その他、企画部及び他の組織の所掌に属しない業務に関すること。

(総務課)

- 第21条 総務課は、所印の管守、人事、服務、文書、及び領域庶務に関する業務を行う。
- 2 総務課に、2課長補佐、人事係、総務係、秘書係、服務係、文書係、領域総務係、領域庶務第1係及び領域庶務第2係を置く。
  - 3 課長補佐は、総務課の所掌に関する人事服務担当及び文書・領域庶務担当の2人を置き、課長を補佐し、それぞれの所掌事務の全部又は一部を総括する。
  - 4 人事係は、職員の任免、人事記録、非常勤職員の雇用に関する業務及び他の係に属さない業務を行う。
  - 5 総務係は、諸行事の企画運営及び総務、諸規程の整備、協定控除に関する業務及び他の部課室に属さない業務を行う。
  - 6 秘書係は、理事長及び役員の秘書、法人印の管守に関する業務を行う。
  - 7 服務係は、服務、勤務時間管理、勤務評定、兼職、表彰及び叙勲に関する業務を行う。
  - 8 文書係は、文書管理、郵便、情報公開に関する業務を行う。
  - 9 領域総務係は、研究領域における庶務、職員の服務及び領域庶務係に属さない領域内に関する業務を行う。
  - 10 領域庶務第1係は、研究領域における諸手当、旅費の手続き並びに経費管理にする業務を行う。
  - 11 領域庶務第2係は、研究領域における契約・支出・修繕に係る依頼及び物品・資産の管理並びに自動車管理に関する業務を行う。

(職員課)

- 第22条 職員課は、安全衛生、職員の給与、健康管理、共済組合に関する業務を行う。

- 2 職員課に、課長補佐、安全衛生専門職、給与専門職、給与係、厚生係、共済組合給付係及び共済組合事業係を置く。
- 3 課長補佐は、課長を補佐し、職員課の所掌事務の全部又は一部を総括する。
- 4 安全衛生専門職は、職員労働安全衛生に関する業務を行う。
- 5 給与専門職は、役職員の給与に関する専門の事項に関する業務を行う。
- 6 給与係は、役職員の給与、諸手当に関する業務及び他の係に属さない業務を行う。
- 7 厚生係は、健康診断、災害補償、労働保険、レクリエーション、被服の調製、宿舎事務及び厚生施設の管理に関する業務を行う。
- 8 共済組合給付係は、林野庁共済組合筑波支部の企画運営及び長期経理、短期経理に関する業務を行う。
- 9 共済組合事業係は、林野庁共済組合筑波支部の事業計画運営及び貯金、貸付、診療所その他保健事業に関する業務を行う。

#### (経理課)

- 第23条 経理課は、予算、資金計画、財務諸表、決算、金銭の出納に関する業務を行う。
- 2 経理課に、課長補佐、予算・決算専門職、予算係、経理係、支出第1係及び支出第2係を置く。
  - 3 課長補佐は、課長を補佐し、経理課の所掌事務の全部又は一部を総括する。
  - 4 予算・決算専門職は、予算及び決算に関する専門的な業務を行う。
  - 5 予算係は、予算、資金計画、収支計画、運営費交付金等に関する業務及び他の係に属さない業務を行う。
  - 6 決算係は、経理決算、計算証明及び証拠書類に関する業務を行う。
  - 7 経理係は、予算執行管理に関する業務を行う。
  - 8 支出第1係は、資金管理及び金銭の出納に関する業務を行う。
  - 9 支出第2係は、役職員等の給与計算及び旅費に関する業務を行う。

#### (用度課)

- 第24条 用度課は、物品の管理、契約及び検収に関する業務を行う。
- 2 用度課に、課長補佐、契約専門職、調達積算専門職、用度係、物品管理係、契約係及び検収係を置く。
  - 3 課長補佐は、課長を補佐し、用度課の所掌事務の全部又は一部を総括する。
  - 4 契約専門職は、売買、賃貸借、請負その他契約に係る専門の事項について調査、連絡調整及び指導に関する業務を行う。
  - 5 調達積算専門職は、入札に係る予定価格の積算及び研究領域における調達相談に関する業務を行う。
  - 6 用度係は、自動車の安全運転管理に関する業務並びに他の係に属さない業務を行う。
  - 7 物品管理係は、物品の資産の管理に関する業務を行う。
  - 8 契約係は、売買、賃貸借及び請負その他の契約に関する業務を行う。
  - 9 検収係は、生産物品及び買入物品等の検収、検査員発令に関する業務を行う。

- 2 職員課に、課長補佐、安全衛生専門職、給与専門職、給与係、厚生係、共済組合給付係及び共済組合事業係を置く。
- 3 課長補佐は、課長を補佐し、職員課の所掌事務の全部又は一部を総括する。
- 4 安全衛生専門職は、職員労働安全衛生に関する業務を行う。
- 5 給与専門職は、役職員の給与に関する専門の事項に関する業務を行う。
- 6 給与係は、役職員の給与、諸手当に関する業務及び他の係に属さない業務を行う。
- 7 厚生係は、健康診断、災害補償、労働保険、レクリエーション、被服の調製、宿舎事務及び厚生施設の管理に関する業務を行う。
- 8 共済組合給付係は、林野庁共済組合筑波支部の企画運営及び長期経理、短期経理に関する業務を行う。
- 9 共済組合事業係は、林野庁共済組合筑波支部の事業計画運営及び貯金、貸付、診療所その他保健事業に関する業務を行う。

#### (経理課)

- 第23条 経理課は、予算、資金計画、財務諸表、決算、金銭の出納に関する業務を行う。
- 2 経理課に、課長補佐、予算・決算専門職、予算係、経理係、支出第1係、支出第2係を置く。
  - 3 課長補佐は、課長を補佐し、経理課の所掌事務の全部又は一部を総括する。
  - 4 予算・決算専門職は、予算及び決算に関する専門的な業務を行う。
  - 5 予算係は、予算、資金計画、収支計画、運営費交付金等に関する業務及び他の係に属さない業務を行う。
  - 6 経理係は、経理決算、計算証明及び証拠書類に関する業務を行う。
  - 7 支出第1係は、資金管理及び金銭の出納に関する業務を行う。
  - 8 支出第2係は、役職員等の給与計算及び旅費に関する業務を行う。

#### (用度課)

- 第24条 用度課は、物品の管理、契約及び検収に関する業務を行う。
- 2 用度課に、課長補佐、契約専門職、用度係、契約係及び検収係を置く。
  - 3 課長補佐は、課長を補佐し、用度課の所掌事務の全部又は一部を総括する。
  - 4 契約専門職は、売買、賃貸借、請負その他契約に係る専門の事項について調査、連絡調整及び指導に関する業務を行う。
  - 5 用度係は、物品の管理及び自動車の安全運転管理に関する業務並びに他の係に属さない業務を行う。
  - 6 契約係は、売買、賃貸借及び請負その他の契約に関する業務を行う。
  - 7 検収係は、生産物品及び買入物品等の検収、検査員発令に関する業務を行う。

## 第25条～第67条 【略】

### (森林バイオ研究センターの設置及び業務)

第68条 森林バイオ研究センターは、森林バイオ分野の先端技術を用いた育種年限の短縮、遺伝子組換えによる育種に必要な技術の開発、有用広葉樹の遺伝的特性の解明等に関する研究を行う。

2 森林バイオ研究センターにセンター長を置き、センター長は森林バイオ研究センターの業務を総括する。

### (森林バイオ研究センターの組織)

第69条 森林バイオ研究センターに、森林バイオ研究室を置く。

2 森林バイオ研究室は、次の業務を行う。

- 一 林木のDNAマーカーを用いた育種技術に関する調査及び研究に関すること。
- 二 林木の品種改良に係る遺伝子組換えに関する調査及び研究に関すること。

三 組織培養による増殖技術の高度化に関する研究に関すること。

四 有用広葉樹の遺伝的特性の解明に関する研究に関すること。

## 第70条～第71条 【略】

### (北海道支所の組織)

第72条 北海道支所に次の組織を置く。

- 一 産学官連携推進調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 地域研究監
- 六 森林育成研究グループ
- 七 植物土壤系研究グループ
- 八 寒地環境保全研究グループ
- 九 森林生物研究グループ
- 十 北方林管理研究グループ

### (産学官連携推進調整監)

第73条 産学官連携推進調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

## 第72条～第78条 【略】

## 第25条～第67条 【略】

### (森林バイオ研究センターの設置及び業務)

第68条 森林バイオ研究センターは、森林バイオ分野の先端技術を用いた育種年限の短縮、遺伝子組換えによる育種に必要な技術の開発、有用広葉樹の遺伝的特性の解明等に関する研究を行う。

2 森林バイオ研究センターにセンター長を置き、センター長は森林バイオ研究センターの業務を総括する。

### (森林バイオ研究センターの組織)

第69条 森林バイオ研究センターに、森林バイオ第一研究室及び森林バイオ第二研究室を置き、森林バイオ第二研究室は本所に配置する。

2 森林バイオ第一研究室は、次の業務を行う。

- 一 林木のDNAマーカーを用いた育種技術に関する調査及び研究に関すること。
- 二 林木の品種改良に係る遺伝子組換えに関する調査及び研究に関すること。

3 森林バイオ第二研究室は、次の業務を行う。

- 一 組織培養による増殖技術の高度化に関する研究に関すること。
- 二 有用広葉樹の遺伝的特性の解明に関する研究に関すること。

## 第70条～第71条 【略】

### (北海道支所の組織)

第72条 北海道支所に次の組織を置く。

- 一 研究調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 地域研究監
- 六 森林育成研究グループ
- 七 植物土壤系研究グループ
- 八 寒地環境保全研究グループ
- 九 森林生物研究グループ
- 十 北方林管理研究グループ

### (研究調整監)

第73条 研究調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

## 第72条～第78条 【略】

(東北支所の組織)

第79条 東北支所に次の組織を置く。

- 一 産学官連携推進調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 地域研究監
- 六 森林生態研究グループ
- 七 育林技術研究グループ
- 八 森林環境研究グループ
- 九 生物多様性研究グループ
- 十 生物被害研究グループ
- 十一 森林資源管理研究グループ

(産学官連携推進調整監)

第80条 産学官連携推進調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

第81条～第85条 【略】

(関西支所の組織)

第86条 関西支所に次の組織を置く。

- 一 産学官連携推進調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 地域研究監
- 六 森林生態研究グループ
- 七 森林環境研究グループ
- 八 生物多様性研究グループ
- 九 生物被害研究グループ
- 十 森林資源管理研究グループ

(産学官連携推進調整監)

第87条 産学官連携推進調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

第88条～第92条 【略】

(東北支所の組織)

第79条 東北支所に次の組織を置く。

- 一 研究調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 地域研究監
- 六 森林生態研究グループ
- 七 育林技術研究グループ
- 八 森林環境研究グループ
- 九 生物多様性研究グループ
- 十 生物被害研究グループ
- 十一 森林資源管理研究グループ

(研究調整監)

第80条 研究調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

第81条～第85条 【略】

(関西支所の組織)

第86条 関西支所に次の組織を置く。

- 一 研究調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 地域研究監
- 六 森林生態研究グループ
- 七 森林環境研究グループ
- 八 生物多様性研究グループ
- 九 生物被害研究グループ
- 十 森林資源管理研究グループ

(研究調整監)

第87条 研究調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

第88条～第92条 【略】

(四国支所の組織)

第93条 四国支所に次の組織を置く。

- 一 産学官連携推進調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 森林生態系変動研究グループ
- 六 流域森林保全研究グループ

(産学官連携推進調整監)

第94条 産学官連携推進調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

(育種調整監)

第94条の2 育種調整監は、支所長を補佐し、林木育種にかかる連絡調整に関する業務を行う。

(削る)

第95条～第98条 【略】

(九州支所の組織)

第99条 九州支所に次の組織を置く。

- 一 産学官連携推進調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 地域研究監
- 六 森林生態系研究グループ
- 七 山地防災研究グループ
- 八 森林微生物管理研究グループ
- 九 森林動物研究グループ
- 十 森林資源管理研究グループ

(産学官連携推進調整監)

第100条 産学官連携推進調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

(四国支所の組織)

第93条 四国支所に次の組織を置く。

- 一 研究調整監
- 二 育種調整監
- 三 産学官連携推進調整監
- 四 連絡調整室
- 五 庶務課
- 六 森林生態系変動研究グループ
- 七 流域森林保全研究グループ

(研究調整監)

第94条 研究調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

(育種調整監)

第94条の2 育種調整監は、支所長を補佐し、林木育種にかかる連絡調整に関する業務を行う。

(産学官連携推進調整監)

第94条の3 産学官連携推進調整監は、林業に係る産学官連携推進に関する業務を行う。

第95条～第98条 【略】

(九州支所の組織)

第99条 九州支所に次の組織を置く。

- 一 研究調整監
- 二 育種調整監
- 三 連絡調整室
- 四 庶務課
- 五 地域研究監
- 六 森林生態系研究グループ
- 七 山地防災研究グループ
- 八 森林微生物管理研究グループ
- 九 森林動物研究グループ
- 十 森林資源管理研究グループ

(研究調整監)

第100条 研究調整監は、支所長を補佐し、運営管理及び地域連携協力並びに本所との連絡調整に関する業務（次条の育種調整監が行う業務を除く。）を行う。

第101条～第137条 【略】

(チーム長)

第138条 本所の各研究領域、各拠点、森林バイオ研究センター及び各支所には、特定の研究担当を行うためにチーム長を置くことができる。

2 チーム長は、命を受けて、中期計画に係る重要な研究課題を担当する。

第139条～第142条 【略】

附則 (平成 年 月 日 森林総第 号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

第101条～第137条 【略】

(チーム長)

第138条 本所の各研究領域、各拠点及び各支所には、特定の研究担当を行うためにチーム長を置くことができる。

2 チーム長は、命を受けて、中期計画に係る重要な研究課題を担当する。

第139条～第142条 【略】

## 林野庁幹部との意見交換会の概要

- 1 日 時： 平成23年2月16日（水）16：00-18：00
- 2 場 所： 農林水産省本館7階 第10共用会議室
- 3 出席者： 林野庁 長官、次長、林政部長、森林整備部長、国有林野部長  
関係各課長等

森林総研 鈴木理事長、福田理事、大河内理事、平野理事、富永審議役  
C O D (松本、藤田、加藤、駒木、篠原、石塚)、育種部長、  
田中バイオマス化学研究領域長、黒田加工技術研究領域長、  
宿利総合調整室長

## 4 概 要：

- (1) 冒頭、長官及び理事長の挨拶ののち、林野庁の関係課から森林・林業政策上の取組、森林総研に対する要望等について説明。
- (2) 次に、研究所から、これまで第2期中期目標期間中に実施してきた研究開発(林木育種を含む。)の取組、現在検討中の第3期に向けた研究開発の展望・展開方向等について紹介。
- (3) 続いて、自由に質問・意見交換。

## (主な意見)

- ・例えば、木材・木造建築の長所など森林・林業政策や木材利用の推進に役立つ情報・科学的な成果等を、一般の方々等にもわかりやすく伝えていくことが重要。
- ・林野庁職員をはじめ、報道機関にも、森林総研の行う研究開発への理解を深めるため、視察や意見交換の機会を設定したらよいのではないか。

## 主要行事(2011年1月28日～2011年2月24日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
1月28日(金)	第9回理事会	理事長、各理事(森林業務担当理事除く)、各監事
31日(月)	熊本県林業研究指導所次長来訪	理事長
2月1日(火)	鳥取大学グローバルCOEアドバイザリーボード 第4回外来生物法施行状況評価検討会 育種外部評価会議	理事長 研究担当理事 林木育種センター所長
2日(水)	南丹区域農用地総合整備事業完工式	森林農地整備センター所長
4日(金)	第41回独法評価委員会林野分科会	理事長、各理事
7日(月)	庁議	理事長
9日(水) ～10日(木)	黒潮フルーツライン区域農用地総合整備事業完工式 会計実地検査	企画・総務担当理事、森林農地整備センター所長 研究担当理事(9日)
10日(木)	林木育種成果発表会	林木育種センター所長
12日(土)	(財)農学会シンポジウム「国境を越える食と農」	理事長
14日(月)	「美しい森林づくり」フォーラム	理事長
16日(水) ～17日(木)	REDDプラス国際技術セミナー	理事長(16日)、研究担当理事
16日(水) ～18日(金)	会計実地検査	企画・総務担当理事(16・18日)、研究担当理事(18日)
18日(金)	葛巻町森林組合	理事長、森林農地整備センター所長
19日(土)	下閉伊北区域農用地総合整備事業完工式	理事長、森林農地整備センター所長
22日(火)	第5回育種運営会議 第2回小笠原諸島世界自然遺産候補地科学委員会	理事長、企画・総務担当理事、林木育種センター所長 研究担当理事
23日(水)	広島大学「低炭素社会を設計する環境リーダー育成」プログラム第三者評価委員会	理事長
24日(木)	韓国山林科学院科長他来訪	理事長